

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
寝屋川市中神田町155番1ほか
（仮称）イオンフードスタイル中神田店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和4年2月1日（令和3年大阪府告示第139号）
- 3 寝屋川市の意見の概要
 - (1) 騒音等について、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように対策を講じること。
 - (2) 廃棄物保管施設について、事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできるよう配置すること。
 - (3) 廃棄物保管容器について、運搬車両への積替えが容易にできるものにする。
 - (4) 廃棄物保管施設について、事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができるものとする。
 - (5) 産業廃棄物の処分における許可業者への委託等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に行うこと。
 - (6) 廃棄物の減量化、分別及び再資源化を推進するなど適正な処理に努めること。
 - (7) 事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和4年6月30日から同年8月1日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
寝屋川市東大和町2番14号
寝屋川市立産業振興センター